

## 主要項目及びその方向性

### 1 健康づくりの推進

子どもから高齢者まで、全ての区民が生涯にわたって主体的に健康づくりに取り組み、健やかに心豊かに生活できるよう、ライフステージやライフコースに応じた区民一人ひとりの身体とこころの健康づくりを支援するため、食生活の改善や運動習慣の定着等及び、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康等に関する正しい知識の普及と定着を推進します。

妊娠・出産・子育て期では、切れ目のない支援の更なる充実と、各機関との連携体制の強化を図り、安心して子どもを産み、健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりを進めます。

成人への取り組みでは、疾病の早期発見・早期治療に向け、特定健康診査・特定保健指導やがん検診等の充実と受診率向上を図り、生活習慣病の発生予防と重症化予防の徹底を目指します。

高齢になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、健康の維持・増進及び健康づくりの支援と、フレイル予防のための活動を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

食育については、個々に適した自分らしい食と健康づくりの実践とともに、食を大切にする心、食の安全について普及啓発を進めていきます。

## 2 地域医療の推進と療養支援

医療と介護を必要とする区民が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、在宅療養の体制の構築を進め、「在宅医療・介護連携推進事業」に取り組むとともに、誰もが身近な「かかりつけ医・歯科医・薬局」を持つことを区民に推奨していきます。また、東京都や医療関係団体などと連携し、医療法において定められた「地域医療構想」により、誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせるまちの実現を推進します。

大規模災害の発生に備え、区内医療関係団体等と連携し、医療救護所で医療救護活動を行う医師等の名簿を更新するとともに、災害用医療資器材・医療品の備蓄管理、防災訓練への参加、医師等を対象としたトリアージ研修の実施、関係団体間における情報共有手法の確立等を着実に実施することで、災害時の医療救護体制の充実を図ります。

また、在宅人工呼吸器使用者の現状に合わせた災害時個別支援計画の策定を継続するため、関係機関の連携を強化し、支援体制を整えます。

精神保健医療対策は、入院医療中心から地域生活中心への移行を促進するため、精神疾患に対する誤解や偏見をなくし、当事者や家族等が地域で安定した生活を送ることのできる精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育に関する施策取組みを充実していきます。また、精神疾患は自殺との関連が深いことから自殺対策と連動した支援体制の整備を推進します。

難病や呼吸器疾患、アレルギー疾患の患者は長期で療養が必要なケースが多いため、患者のニーズに合わせた療養支援体制の充実を図ります。

### 3 健康安全の確保

新型コロナウイルス感染症のパンデミックに伴う入国制限等の緩和により、今後もますます発生リスクが高まる可能性のある新興感染症や再興感染症及び食中毒などの健康危機から区民の健康を守るための迅速で的確な健康危機管理対策を、国や東京都及び医療機関等と連携して構築していきます。

また、予防計画や健康危機対処計画等に基づき、健康危機発生時の全庁的な支援体制の構築や訓練等の実施により、有事への備えを強化していきます。

感染症対策については、適時的確な方法による発生予防のための啓発を推進するとともに、ICTの効果的な活用により、発生時の迅速な対応及びまん延防止に努めます。特に、予防接種は防ぐことができる病気を予防し、命と健康を守っていくために非常に重要な手段であることから、定期予防接種の接種率向上に取り組むとともに、任意予防接種の費用助成を行うなど、適正に予防接種事業を進めていきます。

また、区民が日常利用する診療所や薬局等の医療機関、飲食店等食品取扱施設、理容・美容・クリーニング施設、公衆浴場、特定建築物など、区民の健康に影響を与える事業者の自主的衛生管理やHACCPに沿った衛生管理が適切に実施できるよう情報提供・支援や監視・指導に努めます。

あわせて、区民及び事業者に対して、食品の安全について、適切に情報提供を行っていくとともに、区民を対象にした住まいの衛生に関する啓発・相談事業を行っていきます。

さらに、動物の適正飼養指導により、動物に対する住民の理解と知識を深め、人と動物が共生できる地域社会を目指します。